
令和4年第5回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月9日（月）午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-2・3-3会議室
3. 出席委員 14（名）

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
出席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
出席	委員	6番	宮野 葵
出席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局 事務局長 北代 幸介
事務局 係長 瀬戸 美里

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 議案第14号 農地法第3条の規程による許可申請について

第3 議案第15号 農地法第5条の規程による許可申請について

第4 報告事項

第5 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和4年 第5回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、14名です。定足数に達しています。ただいまから令和4年第5回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、5番：西田委員さん、6番：宮野委員さんを指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第14号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第14号の1号、申請人：[]さんの件につきまして、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては広末ストアから東に50m程行ったところにある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第14号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第14号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第14号の2号、申請人：■■■■さんの件につきまして、横山委員さんから説明をお願いします。

7番（横山委員） この案件につきましては松丸集落センターから東に200m程行ったところにある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第14号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第14号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第14号の3号、申請人：■■■■さんの件につきまして、椎葉委員さんから説明をお願いします。

4番（椎葉委員） この案件につきましては築城特別支援学校から北に50m程行ったところにある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第14号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第14号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第15号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第15号の1、申請人：■■■■■さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

6番（宮野委員） この案件につきましては、臼田農業集落センターから南東に150m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、前面道路に上水道、下水道の2管が埋設され、かつ500m以内に教育施設、医療施設が2以上ある区域のため、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■■さんが、■■■■■
■■■■■在住の■■■■■さんから土地を売買にて取得し、一般住宅を建築するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第15号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第15号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして、議案第15号の2、申請人：[]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

13番（吉田委員）

この案件につきましては、安永集会所から北に250m程行った所にある農地で、申請地農地区分は、第1種農地に該当しますが、例外規定の集落に接続している農地であることから転用可能な農地と判断します。今回、申請人の[]さんが[]在住の[]さんから土地を売買にて取得し、一般住宅を建築するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第15号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第15号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第4、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】

農業耕作者・管理者名義変更届出 8件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和4年第5回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和4年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

5番委員（西田 浩二 委員）：

署名委員

6番委員（宮野 葵 委員）：
